　　　　廃止

家畜人工授精所　休止　届出書

　　　　再開

年　　　月　　　日

　　埼玉県知事

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

　　　廃止

　家畜改良増殖法第25条の２第２項の規定に基づき、家畜人工授精所の　休止　の届出をします。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　再開

記

　　１　家畜人工授精所の管理番号

　　２　家畜人工授精所の名称及び所在地

　　３　廃止し、休止し、又は再開しようとする年月日

　　４　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

　　５　廃止し、又は休止しようとする場合にあっては、家畜人工授精所で保存する家畜人工授精用精液及び家畜受精卵を処分する時期、場所及びその方法